

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 工事計画審査資料	
資料番号	KK7 添-1-001-1-05 改0
提出年月日	2020年4月16日

V-1-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可（本文（五号））
との整合性に関する説明書
(その5)：不法な侵入等の防止

2020年4月

東京電力ホールディングス株式会社

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>(b) 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p><u>発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止するための区域を設定し, □(3)(i)a. (b)-①a核物質防護対策として, その区域を人の容易な侵入を防止できる柵, 鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって区画して, 巡視, 監視等を行うことにより, 侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。</u></p> <p><u>また, 探知施設を設け, 警報, 映像等を集中監視するとともに, 核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。さらに, 防護された区域内においても, 施錠管理により, 発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な□(3)(i)a. (b)-②侵入を防止する設計とする。</u></p> <p><u>発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え, 又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による発電所外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため, 核物質防護対策として, 持込み点検を行うことができる設計とする。</u></p> <p><u>不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため, □(3)(i)a. (b)-①b核物質防護対策として, 発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが, 電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けることがないように, 当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。</u></p>	<p>1.1 安全設計の方針</p> <p>1.1.1 安全設計の基本方針</p> <p>1.1.1.5 人の不法な侵入等の防止</p> <p>(1) 設計方針</p> <p><u>発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止するための区域を設定し, 核物質防護対策として, その区域を人の容易な侵入を防止できる柵, 鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって区画して, 巡視, 監視等を行うことにより, 侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。</u></p> <p><u>また, 探知施設を設け, 警報, 映像等を集中監視するとともに, 核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。さらに, 防護された区域内においても, 施錠管理により, 発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な侵入を防止する設計とする。</u></p> <p><u>発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え, 又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による発電所外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため, 核物質防護対策として, 持込み点検を行うことができる設計とする。</u></p> <p><u>不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため, 核物質防護対策として, 発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが, 電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けることがないように, 当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。</u></p>	<p>6. その他</p> <p>6.2 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p><u>発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止するための区域を設定し, その区域を人の容易な侵入を防止できる柵, 鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって区画して, 巡視, 監視等を行うことにより, 侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。</u></p> <p><u>また, 探知施設を設け, 警報, 映像等を集中監視するとともに, 核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。さらに, 防護された区域内においても, 施錠管理により, 発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な□(3)(i)a. (b)-②接近を防止する設計とする。</u></p> <p><u>発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え, 又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による発電所外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため, 核物質防護対策として, 持込み点検を行うことができる設計とする。</u></p> <p><u>不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため, 発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが, 電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けることがないように, 当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。</u></p> <p>□(3)(i)a. (b)-①これらの対策については, 核物質防護規定に定めて管理する。</p>		<p>設計及び工事の計画の□(3)</p> <p>(i)a. (b)-①は, 設置変更許可申請書（本文（五号））の□(3)(i)a. (b)-①a及び□(3)(i)a. (b)-①bと同義であり, 整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の□(3)</p> <p>(i)a. (b)-②は, 設置変更許可申請書（本文（五号））の□(3)(i)a. (b)-②と同義であり, 整合している。</p>